

重 要 事 項 説 明 書

(自費サービス)



一般財団法人とちぎメディカルセンター
とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション

とちぎメディカルセンター訪問看護ステーションのご案内

(自費サービス)

1. 事業の目的

一般財団法人とちぎメディカルセンターが開設するとちぎメディカルセンター訪問看護ステーションは、介護保険、医療保険に該当しないご利用者様や家族の必要とするサービスを自費サービスで提供いたします。

2. 運営の方針

- 1 ステーションの看護職員は、在宅療養者の心身の特性を踏まえて、療養上の世話、日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 訪問看護のお申込からサービス開始まで

お申込みについては、訪問看護ステーションにご相談ください。

自費サービスをご利用になる場合は、ご利用者様の心身の状況を把握させていただくため、主治医からの指示書をもとに定期的な訪問看護を利用させていただきます。

4. 訪問看護自費サービスの内容

- 1 見守り支援（家族の外出時の見守り、家族の休息など）
- 2 通院介助（病院内での付き添い、薬の受け取りなど）※輸送は福祉タクシー等を利用していただき、病院内で待ち合わせをさせていただきます。
- 3 薬の受け取り及び配達
- 4 死亡確認後の死亡処置

5. 営業時間のご案内

営業日及び営業時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

休日：土曜日・日曜日・祝日・12月30日～1月3日（年末年始） 8月15日（創立記念日）

※夜間、休日に関しましては、勤務の状況等を考慮しサービス提供可能であれば対応いたします。

6. 事故及び緊急時の対応

ご利用者様に自費サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、ご利用者様の家族等の緊急連絡先、主治医、担当ケアマネジャーに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、ご利用者様に対する自費サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者が故意・過失がない場合、当該事故発生につきご利用者様に重過失がある場合はこの限りではありません。

7. 虐待防止のための措置

当ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものといたします。

当ステーションはサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（ご利用者様の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- 2 虐待防止のための指針を整備いたします。
- 3 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置いたします。

8. ご利用にあたってのお願い

- 1 サービス提供時間は3時間までとさせていただきます。
- 2 宗教活動及び政治活動は一切行いません。
- 3 スタッフに対し、贈り物や飲食物などのおもてなしはお断りいたします。
- 4 自然災害、事故等の理由で業務を遂行できないことがあります。
- 5 暴言、暴力、性的な嫌がらせについては、発生状況により法人本部へ連絡し、ケアマネジャー・地域包括センター・主治医・行政への報告や、警察へ通報し、法的な措置をとらせていただくこともございます。また、負傷状況や精神的な苦痛により病院へ受診し治療費を請求させていただくこともございます。

9. 苦情のご相談は

ご利用者様及び家族からの苦情の申し立てがあった場合は速やかに対応いたします。

- 1 当事業所における苦情受付

担当： 秋山 初江
 電話： 0282-22-5810
 相談時間：9時00分～17時00分（平日のみ）
- 2 その他

当事業所以外に県や市の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

 - ・栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課
 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階
 電話：028-643-2220
 - ・栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課
 栃木市万町9-25
 電話：0282-21-2251

10. 個人情報保護に対する基本姿勢

本ステーションは個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、ご利用者様の個人情報を厳重に管理してまいります。

11. ステーションの従業員及び職務内容

- 1 管理者 秋山 初江
- 2 看護職員 5名以上（管理者を含む）
 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（介護老人保健施設とちぎの郷と兼務）
 指定訪問看護の提供をいたします。
- 3 事務員 1名以上

12. 営業地域

栃木市

13. 自費サービスを提供する事業者概要

事業者の名称	一般財団法人とちぎメディカルセンター
代表者氏名	代表理事理事長 森田 辰男
事業者の住所	栃木県栃木市境町27-21
連絡先	電話 0282-20-1281 Fax 0282-25-1137

14. 料金表

	営業時間 8時30分～17時00分
60分未満	10,000円
90分未満	13,000円
以後、超過30分毎	5,000円
休日加算	1,800円
交通費	1km 毎50円